

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和 5年 2月 24日

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に係る 要望について

政府は新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付けることを決定し、これまで講じてきた各種の政策・措置について見直しを行うこととしています。

このうち、医療提供体制については3月上旬を目途に具体的な方針を示すとしています。このたび、埼玉県が考える具体的な案について、県感染症専門家会議での議論や埼玉県医師会との協議を踏まえて以下のとおり取りまとめ、全国知事会及び国に対して要望いたしましたので、お知らせします。

1 実施時期

令和5年2月22日（水）

2 要望先

全国知事会、厚生労働省

3 要望内容

別紙要望書のとおり